

未規制の小規模事業場や面源負荷等への対応について

1. 水質汚濁防止法に基づく規制の対象

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の規制

BOD やSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は、35,539（同36,139）と全体の約13%である。

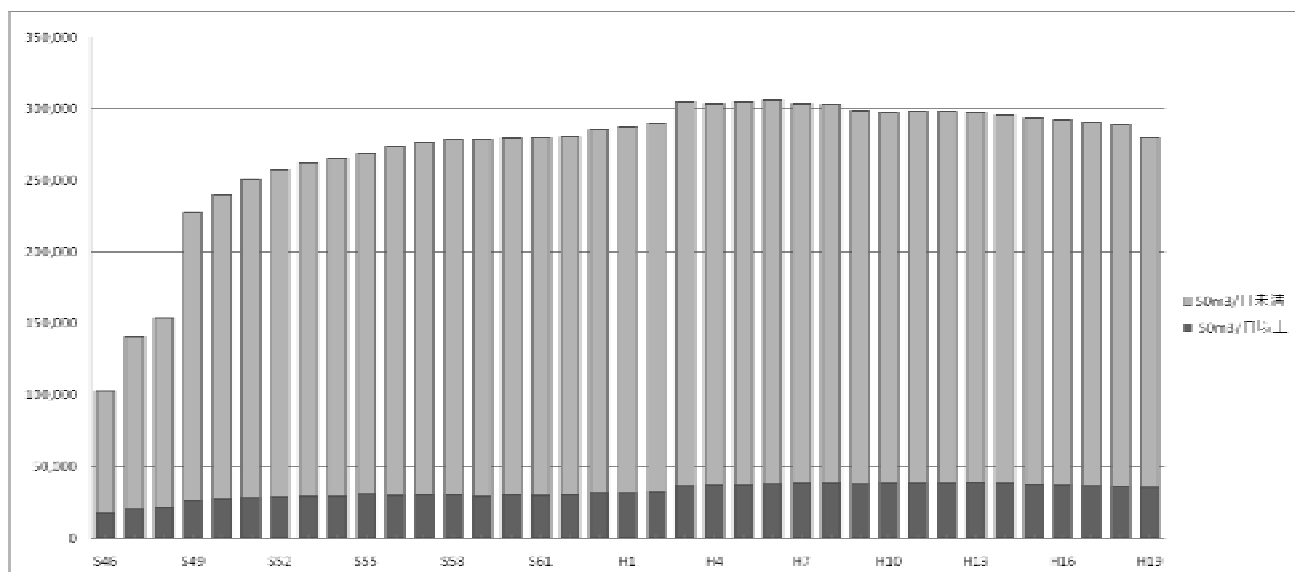


図1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移

出典：環境省『水質汚濁防止法等の施行状況』から集計。

(2) 地方公共団体条例における上乘せ・裾下げ規制について

環境基準の達成のため、都道府県条例においてより厳しい上乘せ基準を設定が可能であり、すべての都道府県において上乘せ排水基準が設定されているほか、規制対象施設の規模の緩和を行う裾切りが行われている（表1）。

表1 地方公共団体条例における上乗せ・裾下げ規制一覧

		項目・基準値					裾切り	
		BOD	COD	SS	窒素	燐	m ³ /日	備考
一律基準等		160	160	200	120	16	50	
01	北海道	40	40	40	—	—	—	
02	青森県	30	30	40	—	—	0	豚房施設
03	岩手県	25	20	—	—	—	0	
04	宮城県	20	20	20	—	—	10	
05	秋田県	30	30	70	—	—	0	
06	山形県	25	—	50	—	—	0	豚房、牛房で 400m ² 以上の施設
07	福島県	10	—	20	—	—	10	
08	茨城県	15	15	15	—	—	20	霞ヶ浦流域が厳しい
09	栃木県	25	25	50	20	2	15	畜房施設
10	群馬県	25	25	50	—	—	10	
11	埼玉県	25	—	60	—	—	10	
12	千葉県	10	10	20	—	—	30	
13	東京都	15	15	10	—	—	0	水素イオン濃度のみ
14	神奈川県	5	5	10	16	1	0	畜房施設
15	新潟県	20	60	25	—	—	10	クロム
16	富山県	15	25	25	—	—	—	
17	石川県	30	30	90	—	—	—	
18	福井県	30	30	40	—	—	—	
19	山梨県	20	20	50	—	—	0	水素イオン濃度のみ
20	長野県	30		50	10	2	—	
21	岐阜県	25		40	—	—	0	
22	静岡県	10	15	15	—	—	0	
23	愛知県	25	25	30	—	—	0	
24	三重県	25	25	90	—	—	—	
25	滋賀県	15	15	60	8	0.5	10	
26	京都府	25	25	90	—	—	0	
27	大阪府	15	15	15	—	—	10	
28	兵庫県	20	20	30	—	—	30	
29	奈良県	25		90	—	—	10	
30	和歌山県	10	10	40	—	—	—	
31	鳥取県	—	—	—	—	—	—	日間平均値のみ上乗せ
32	島根県	—	—	—	—	—	25	日間平均値のみ上乗せ
33	岡山県	15	15	40	10	1	0	
34	広島県	90	15	65	—	—	0	クロム
35	山口県	20	—	40	—	—	0	
36	徳島県	20	20	30	—	—	0	畜房施設
37	香川県	10	10	15	—	—	—	
38	愛媛県	—	15	45	—	—	0	し尿処理施設
39	高知県	25	50	20	—	—	—	
40	福岡県	15	15	25	—	—	—	
41	佐賀県	30	30	70	—	—	20	
42	長崎県	25	25	50	—	—	20	
43	熊本県	20	20	60	—	—	20	
44	大分県	—	15	15	—	—	—	
45	宮崎県	25	25	40	—	—	—	
46	鹿児島県	20	—	40	—	—	30	
47	沖縄県	20	—	20	—	—	5	

(注) 上乗せ基準値は最高限度値で規定されているもののみを抽出。

濃度基準値及び裾切りは、流域、業種、排水規模毎に様々な基準が適用されているが、その最も厳しい値を抽出。

（３）水質汚濁に関する公害苦情と水質汚濁防止法の関係

水質汚濁に関する公害苦情のうち、水質汚濁防止法に違反していたとされる事例が 900 件前後あるが、違反していなかったとされる事例の大半はそもそも水質汚濁防止法の規制の適用対象外である。

表２ 水質汚濁防止法との関係別の水質汚濁に関する苦情処理件数の推移

	違反していた	違反していなかった			不明	合計
		小計	規制基準内	規制基準の適用対象外		
平成 16 年度	862	2,693	411	2,282	2,563	6,118
平成 17 年度	906	2,933	386	2,547	3,050	6,889
平成 18 年度	856	2,783	323	2,460	3,261	6,900
平成 19 年度	853	2,557	364	2,193	3,145	6,555

出典：公害等調整委員会「公害苦情調査結果報告書」から集計。

２．生活排水対策

（１）生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法において、水質環境基準が確保されていない等生活排水対策の実施が特に必要であるとして認められる地域を、生活排水対策重点地域（平成 20 年度末で 210 地域 351 市町村が指定）として都道府県知事が指定することとしている。重点地域内の市町村においては、生活排水対策推進計画を策定し、その中で浄化槽設置や生活排水対策の普及啓発を推進している。

平成 18 年及び 19 年度に重点地域の目標の達成状況や今後の課題について各自治体の状況を調査した結果、約 10%の市町村において目標が達成されていた。

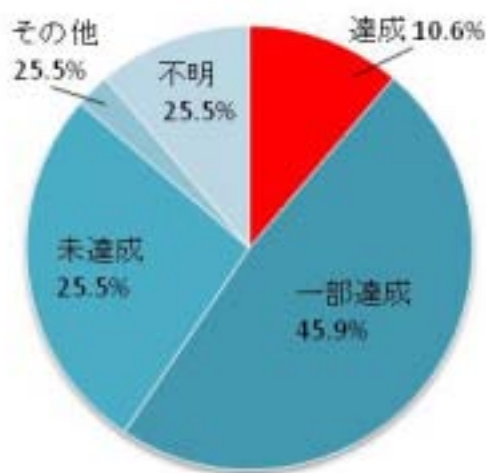


図２ 生活排水対策推進計画達成状況

出典：環境省「平成 18 年度生活排水対策重点地域追跡調査報告書」

（２）生活排水処理施設の整備

生活排水対策として、浄化槽・下水道及び農業集落排水施設の整備を環境省・国土交通省及び農林水産省の連携のもと推進している。環境省では、生活排水対策重点地域のように生活排水対策が特に重要な地域への浄化槽整備等に対して国庫補助を実施している。

（３）普及啓発

生活排水対策の普及啓発活動としては、自治体による説明会の開催や子供達による水生生物調査などが実施されている。環境省も平成 15 年にパンフレットを作成し配布するなどのサポートを行っている。平成 18 年度の上記調査の結果より、今後とも生活排水対策の取組として普及啓発活動の必要性が挙げられていた。

これまでの環境省及び自治体による調査結果によると、一般家庭における生活排水対策を適切に実施することにより、家庭から排出される負荷量を 10～30%程度削減できることが分かっている。これら既存の調査結果等の資料をもとに、より効果的な普及啓発対策として、一般家庭における家事従事者を対象とした環境教育用教材（生活排水対策）を作成する事業を本年度（平成 21 年度）より開始している。

（４）さらなる生活排水対策の必要性

公共用水域における有機汚濁に係る環境基準の達成率は湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然低い状態である。その汚濁負荷の発生源別割合を見ると生活排水が占める割合が高い。

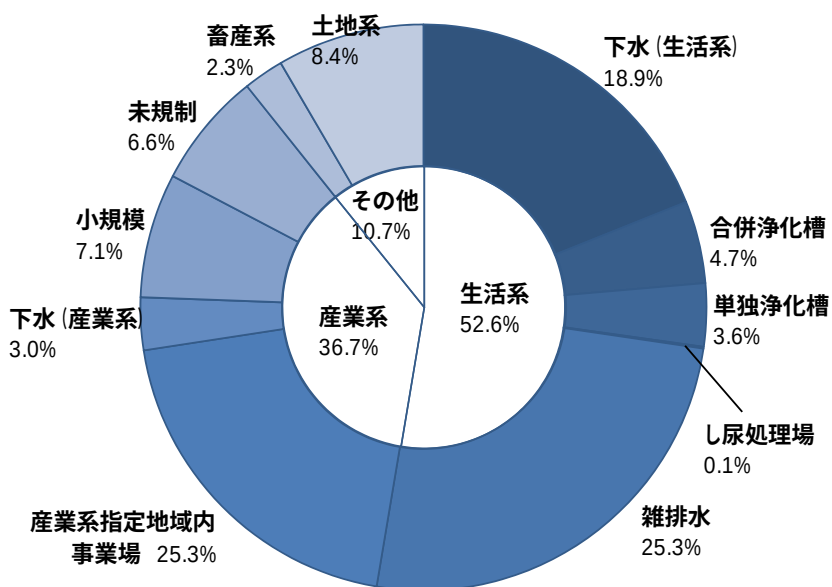


図 3 閉鎖性海域に流入するCOD負荷量の内訳（平成16年度）（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海平均）

3. 面源負荷の低減に関する取組

(1) 湖沼水質保全特別措置法に基づく流出水対策地区における取組

湖沼水質保全特別措置法の平成 17 年改正によって新設された「流出水対策地区制度」に基づき、流出水対策の実施の推進に関する方針、流出水の水質を改善するための具体的な方策等について「流出水対策推進計画」が定められ、重点的に取組が行われている。

表 3 各指定湖沼における流出水対策地区における取組

湖沼名 (指定年)	流出水対策推進計画の概要		
	流出水対策 地区名	流出水対策の実施の推進 (に関する)方針	具体的方策
霞ヶ浦 (昭和 60 年)	山王川流域	COD でみると面源負荷の 5 割以上を占めている市街地からの流出水対策に重点的に取り組む。	道路の清掃、市道の維持管理、県道の維持管理
	鉾田川流域	家畜排せつ物の適正処理や農地における適正施肥の促進、道路の清掃などさまざまな汚濁発生要因に応じた効果的な対策を行う。	家畜排せつ物の適正処理の促進、道路の清掃、県道の維持管理
印旛沼 (昭和 60 年)	鹿島川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、各戸貯留・浸透施設の設置、側溝等の清掃
手賀沼 (昭和 60 年)	大津川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、雨水浸透施設の設置・促進、路面清掃車による清掃
琵琶湖 (昭和 60 年)	赤野井湾流域	赤野井湾流域に暮らすすべての人々が、ホテルが舞い、シジミが棲めるような水環境に改善し、誇りある地域にする。	「環境こだわり農業」等による農業排水の負荷削減、県道・市道の透水性舗装の整備等による市街地排水対策、内湖を活用した浄化施設、環境配慮型の堤脚水路の整備
児島湖 (昭和 60 年)	岡山市灘崎町北七区	鹿島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市灘崎町北七区を流出水対策地区に指定し、各種対策を重点的に実施する。	土壌診断による適正な堆肥量の指導、湖沼流域水環境保全手法確立調査、農業用水路の直接浄化対策、7ダブトによる道路・水路の環境美化活動、道路・側溝等の清掃
諏訪湖 (昭和 61 年)	上川・宮川流域	全体の流出水負荷の 7 割から 8 割を占める上川・宮川流域を地区指定し、対策を重点的に実施する。	道路・側溝清掃、公共駐車場・歩道等の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、化学肥料減肥体系栽培の普及等の農地対策、保健休養地等からの土砂流出防止、7ダブトプログラムによる河川浄化
釜房ダム 貯水池 (昭和 62 年)	前川上流域	流域全体に占める負荷の割合が大きい前川上流域（立野川合流点より上流）を指定し、対策を重点的に実施する。	側条施肥機導入補助、環境と調和した農業への転換、環境こだわり農業の実施、地区清掃活動、家畜排せつ物の適正管理、たい肥の発酵条件の管理等の徹底
八郎湖 (平成 19 年)	大潟村全域	流域の水田全体に占める汚濁負荷の割合が高い大潟村を地区に指定し、面源負荷を効果的に低減する。	農地からの濁水の流出防止、施肥の効率化、減農薬・減化学肥料栽培の推進、エコファーマーの認定、自然浄化施設の整備・維持管理、住民主体の水質保全活動の推進

(2) 指定湖沼における発生負荷量割合

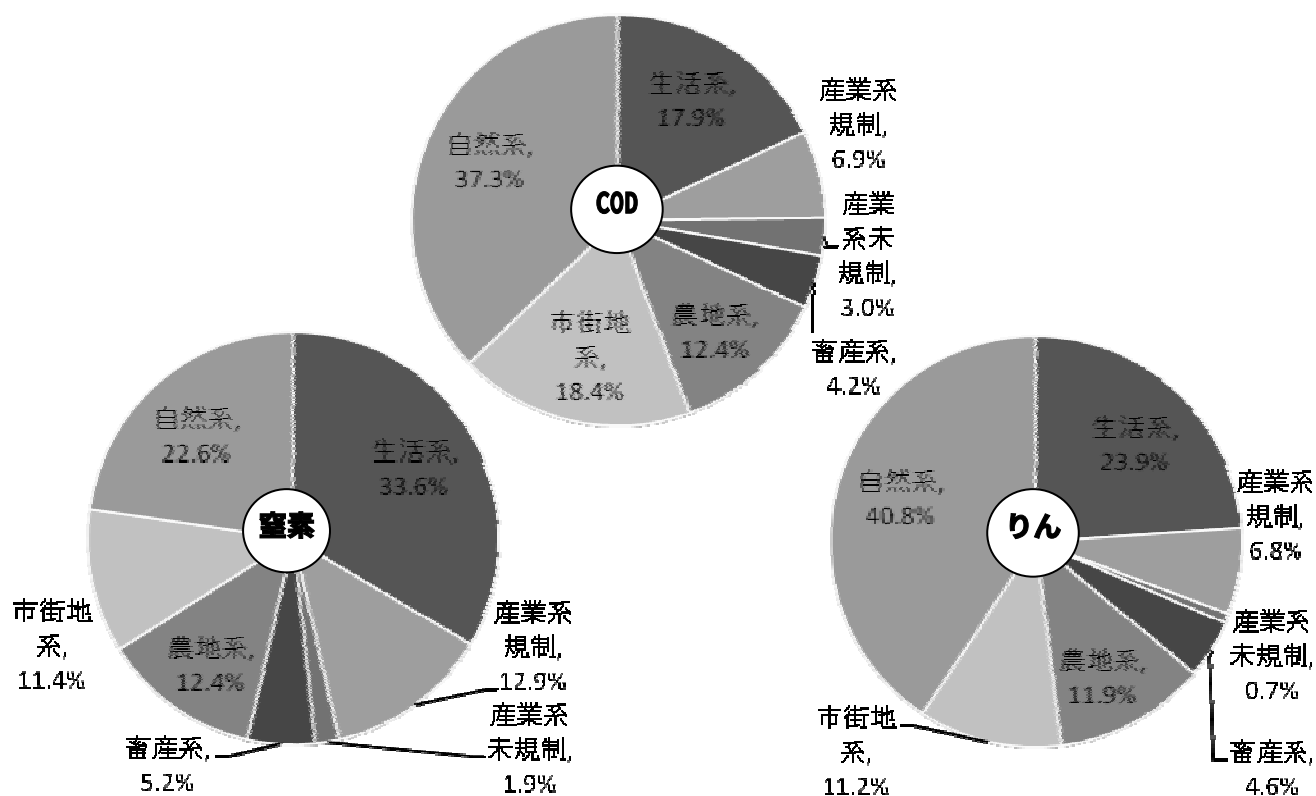


図4 琵琶湖における汚濁負荷量の内訳（平成17年度）出典：岡山県作成資料

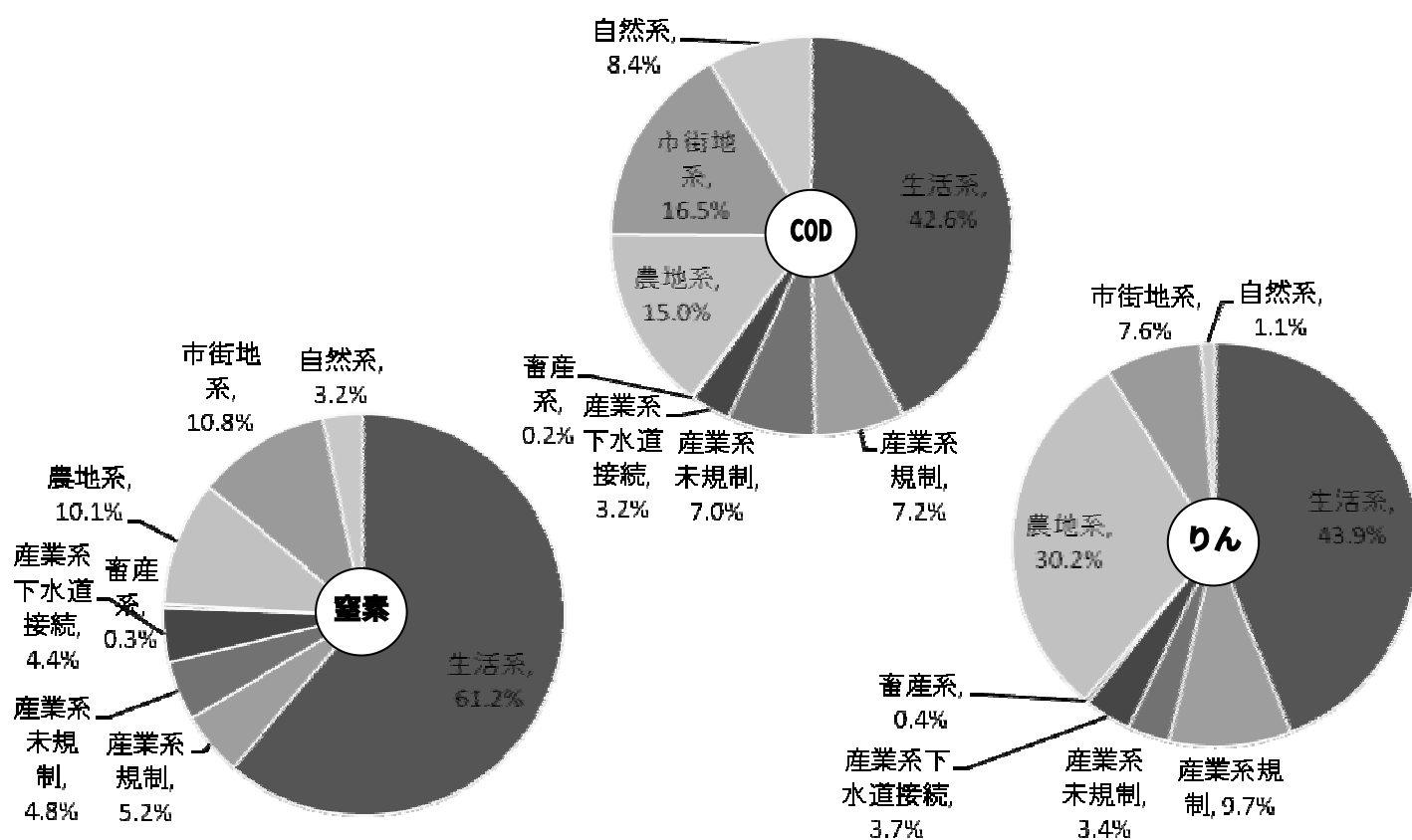


図5 児島湖における汚濁負荷量の内訳（平成19年度）出典：岡山県作成資料